

総務 常任委員会

■仙北市一般会計補 正予算(第6号)

9月定例会の委員会では、この補正予算に関する質疑が集中し、白熱した議論が展開された。主な質疑は次のとおりである。

○第3セクターについて
花葉館と西宮家に対する債務負担行為補正の積算根拠は。

【答】 第3セクターの経営診断のコンサルタントからの中間的な報告による



経営の整理が検討されている第三セクター

と、花葉館は今まで、指定管理料としてはなかったが、市民の相当数が健康増進施設として利用されている結果を踏まえ、温泉部分の人件費として1,534万円、周辺の森林総合利用施設の維持管理に係る人件費として72万円、1年間で計1,606万円と積算したものである。

西宮家は、角館町の外の景観的な要素となっている蔵を維持管理して行く為の人件費、母屋の

人件費とを合せ、1年間524万円を指定管理料として積算したものである。

コンサルタントから、施設運営の公募にあたり、公共的な面については、一定の管理料が必要であるとの指摘を受け、市内の他の施設との整合性も考慮したものである。尚、計上している額は上限である。

○市長の出張旅費について
市長の出張旅費が補正計上されているが、出張後の報告はされているのか。また、業務に支障はないのか。

【答】 出張の機会は多くなっているが、夜間の出発により実質の行程を1日にするなど、できるだけ工夫をし、公務に支障がないように努めている。市長の政策的、政治的判断により、どうしても出張しなければならぬものもある。

報告については、文章ではされていないが、自身のブログで逐一報告されており、重要な案件は市政報告で述べている。

こうしたものを市長の報告とご理解いただきたい。この件について、次の要望が出された。

【要望】 市長はできるだけ庁舎にいて、庁舎内部に目配りしていただきたい。

○諸費について

県民税未払金、精算支払費393万3千円に対しての考え方について、質疑が集中した。当局の答弁は次の3点に要約される。

・計上した金額は、自治体として県に支払うべき県民税の未払いの部分であり、速やかに精算しなければならぬ問題であると考へ、今回計上したものである。

・額は確定したもので、内部調査と調査委員会でも確認されており、県にも話してある。できるだけ早期に払わなければならないと考へている。

・今回の精算は、調定が乖離していた期間についても県民税・町民税ともに収入になっていた。その部分について県に支払われないまま、合併で仙

北市に引き継がれている為の精算である。現時点では、通常の税金を精算する手続きという考へ方である。

この件に関連し、次の質問が出された。

【問】 県民税未払金、精算支払費に係る利息・延滞金は発生するのか。

【答】 今後、県が判断する問題であり、現段階では市がどの位と言えぬ部分ではない。

本案に対して、賛成の立場から討論があった。

【討論】 県民税未払金精算支払費について、この問題の発端が、市職員から外部に情報が出たという噂がある事自体、残念な事である。今後は、

公益通報の要綱に基づき取り扱ひの徹底に係る事態が生じないよう、業務の改善に取り組んでいただきたい。

採決の結果
付託された3議案について、全会一致で原案を可とすべきものとした。

(田口(寿)記)